

令和7年度 那須塩原市 テレワーカー養成講座企画運営事業業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度 那須塩原市 テレワーカー養成講座企画運営事業業務委託

2 課題

(1) 就労を希望しながらも困難を抱える層の存在

市が策定した「第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年3月）」における就学前児童保護者へのアンケート調査によると、「緊急時・用事の際に祖父母などに子どもを見てもらえる」と回答した世帯は55.7%である一方、いずれもないと回答した人は12.4%であった。およそ8世帯に1世帯が身近に支援者を持たない状況にあり、就労や外出に制約を受けやすい環境にあるということを示唆している。

また、同調査では「以前は就労していたが現在はしていない」と回答した母親が15.4%、「これまで就労したことがない」は1.0%と、延べ16.4%の母親が非就労状態であり、「パート・アルバイト等は就労しており、産休・育休・介護休暇中ではない」母親が30.3%を占めるなど、就労意欲はあるが環境的拘束から柔軟な働き方を模索している層は一定数いると推察することができる。

さらに、高齢化が進行し、家庭内介護の負担が増す中、介護を理由に働けない、または離職を余儀なくされるケースも散見される。

共働きの世帯が一般化した現在、子育てや介護等と就労の両立が困難な状況にあり、柔軟な働き方の選択肢が求められている。

(2) テレワーク需要への対応

介護や育児、健康上の理由などにより、通勤を伴う就労が困難な市民も一定数存在し、在宅で働けるテレワークへの関心を持つ人も少なくない。また、そのような理由のみならず、イラストレーターやライター等のフリーランサーとしてテレワークで活動したいという希望を持つ若者も多い。

しかしながら、パソコン操作や業務スキル、就業環境に不安を抱える人も多く、希望があっても実際の就労につながっていない現状がある。意欲があっても機会や支援の不足により、地域における潜在的労働力の活用を妨げる一因となっている。

このような需要は認識しつつも、市内では、テレワーク業務を遂行する上で必要な能力や知識等を提供する機会が十分に存在するとは言えない状況にある。

3 事業概要

(1) 目的

本事業は、子育て中の保護者や介護離職者、特に若年層の女性を中心とした市民が、テレワーク業務を遂行する上で必要なスキルを習得し、子育てや介護等と両立しながら安定的に就労できる機会を提供することを目的とする。

4 履行場所

那須塩原市内ほか

5 履行期間

契約締結の翌日から令和8(2026)年1月30日(金)まで

6 履行内容

目的達成のため、以下の事業を行う。本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、市と協議しながら業務を進めること。

また、目的達成のため、効果的であると考えられる事業は積極的に提案すること。

(1) 内容

育児や介護が理由で就業の機会を逃していた市民を主な対象としたテレワーカー養成講座を実施する。

- a. 全体企画
 - i. 事業の目的を達成する効果的なテレワーカー養成講座を策定すること。
 - ii. 定員は15名以上とすること。
- b. 募集施策の実施
 - i. チラシ作成
 - 500枚程度
 - ii. 説明会等の開催
 - テレワーカーとして働くことへの理解促進・基礎能力取得を目的とした講義を行うとともに、プログラムの説明を目的とした説明会等を1回以上開催すること。
 - iii. その他、募集施策についてより効果的な運用が図れるよう、必要に応じて改善提案、施策提案を行うこと。
- c. プログラムの実施
 - i. テレワーカー養成講座
 - テレワーク業務を遂行するうえで必要となるスキル（ビジネスプランの策定、PC基礎およびテレワークツール基礎、SNS運用基礎、ライティング基礎、収入管理等）に係る講義やワークショップ等を、講座参加者に対し実施すること。（原則、オフラインでの開催とする。）
 - a. ビジネスプランの策定、PC基礎およびテレワークツール基礎、SNS運用基礎、ライティング基礎、収入管理等
 - i. 想定回数：5回以上
- d. 業務の斡旋
 - i. テレワーカー養成講座を受講された方に業務斡旋を行うこと。
 - 受講者のうち、参加意思を確認した方を対象にテレワーク発注企業との業務マッチング、雇用契約、業務委託契約、市内企業への就職など実際に業務ができる状態にする。
- e. 効果検証
 - i. 参加者を対象にアンケート等を行い、効果検証を行うこと。
- f. 情報発信
 - i. 本事業を広く周知し、地域共創事業への参画者を増加させるため、メディアプラットフォーム「note」を活用して情報発信を行う。
 - 記事作成の想定回数
 - a. 説明会等について 1回
 - b. 講座内容について 2回
 - c. 成果報告 1回
 - 使用アカウント 「地域共創事業 公式note」
 - a. URL | https://note.com/kyousou_ns

(2) 対象

- a. 市民

(3) 定員

- a. 15名以上を設定すること。

(4) 参加費

- a. 無料

(5) 提案業務

- a. 本業務委託に係るプロポーザルにおいて、企画提案書に記載されていること。

7 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務に先立ち業務内容及び実施体制、実施方法、スケジュール等の業務を迅速に遂行するために必要な計画を作成し、市の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、進捗状況等を市に逐次報告するほか、必要に応じて市と打合せを行うこと。打合せを行った場合には、受託者において議事録を作成すること。

- (3) 受託者は、市から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (4) 広報、受講者の募集・確保、会場確保、情報発信、運営、講師手配、プログラムの作成など上記に関連する一切の業務は、市の担当者と連携しながら受託者が行うこと。

8 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、それぞれ電子データ（文書はpdf、画像はpng、動画はmp4）をメール又はCmocy（クモシイ）等で納品するものとする。

- (1) 実施報告書
- (2) その他本業務において作成し、又は取得したもので市が指示するもの。

9 支払条件

精算払

10 その他

- (1) 総括責任者の配置
 - a. 受託者は、本事業の実施に当たり、同種類似業務に関する十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。
 - b. 総括責任者は企画提案時点で明らかとするものとし、原則として変更できない。
- (2) 業務及び結果等の管理
 - a. 事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、市に提出すること。
- (3) 権利等
 - a. 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て市に移転すること。
 - b. 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
 - c. 第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
 - d. 受託者は、市が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- (4) その他
 - a. 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、市と協議を重ねながら、適正に履行すること。
 - b. 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
 - c. 業務に係る費用は、全て委託金額に含むこと。
 - d. 本事業の再委託は原則として認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、市が承諾した場合は、この限りでない。
 - e. 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは市と受託者が協議の上、定めることとする。
 - f. 上記にかかわらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。

11 担当課

那須塩原市企画部企画政策課